

相続税の取得費加算改正か？

11月12日に開催された平成24年度第6回税制調査会において、会計検査院による「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」についての意見表示が取り上げられました。

この「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」は相続税負担直後の譲渡所得税負担を軽減するものとして、租税特別措置法第39条に規定されています。今回はこの特例の創設及び改正の経緯をご紹介します。会計検査院の意見表示により想定される影響をご案内します。

相続財産に係る譲渡所得の課税の特例制度

1. 課税の特例制度（昭和45年創設）

＜制度の概要＞

相続又は遺贈により財産を取得して相続税を納付した方が、その相続開始日から3年10ヶ月を経過する日までの間に、その相続した財産を譲渡した場合には、その譲渡所得の金額の計算上控除する取得費に譲渡した相続財産に対応する相続税額を加算することができる制度です。

＜制度の趣旨＞

相続税の課税対象となった財産が相続の直後に譲渡される場合（特に相続税納付のために譲渡が行われる場合）には、相続税と譲渡に係る所得税が相次いで課されることとなります。このため税負担の調整を図ることを目的として創設された制度です。

＜計算式＞

譲渡所得金額＝譲渡収入金額－{(取得費＋譲渡費用)＋取得費加算額※}－特別控除額
 ※取得費加算額は、譲渡した財産に対応する相続税額となります。

2. 相続土地等に係る特例（平成5年改正）

＜改正の概要＞

昭和45年創設時の取得費加算額は、譲渡した相続財産に対応する相続税額のみでした。しかし平成5年改正により、譲渡した土地等を含む相続した「全ての」土地等に対応する相続税額を取得費に加算することができることとなりました。

＜改正の趣旨＞

バブル崩壊等の地価動向や、相続財産を譲渡する場合の譲渡所得税の軽減、さらに土地等の長期譲渡所得税の税率が一律30%に引き上げられた（平成4年当時）こと等を踏まえ、物納の場合の負担（物納の譲渡所得税は非課税）とのバランス調整を図るために改正されました。

3. 会計検査院の意見

土地等の相続税評価額は地価の下落等により、相続税の申告のあった相続全体では平成5年に13兆円超だったのが、平成17年以降は5.5兆円程度となり、譲渡所得税額の税率は平成5年改正時には30%だったのが、現在では15%に引き下げられています。また、物納申請者数は平成5年当時

から急減しており、物納により非課税とされる所得税額も著しく減少していると指摘しています。

これらの状況を考えると、現在では平成5年改正による税の負担調整の必要性はもはやなくなっているということになります。

意見表示による影響

今回、会計検査院の意見表示を取り上げたのは、近年にも会計検査院の意見表示により税制改正が促されたことがあったためです。自動販売機設置等によるアパート建築時の消費税還付スキームのシャットアウト（平成21年10月20日意見表示、22年改正）、還付金にかかる還付加算金や中間申告制度の見直し（平成22年10月20日意見表示、23年改正）等が、会計検査院の意見表示のあった翌年に改正されています。

来年の税制改正は、12月16日の総選挙の結果如何によるところが大きく不透明です。しかし長らく相続税の改正（増税）が話題となっていることから、来年の税制改正では昭和45年創設時の内容に戻す様な改正となる可能性も残されています。

選挙の動向とともに注視すべき内容です。

（文責：小田原事業部 清田和男）

